

会議名 (審議会等名)		川西市都市計画審議会		
事務局 (担当課)		まちづくり部 まちづくり政策室 都市計画課 内線(2921)		
開催日時		平成19年8月22日(水)午後1時00分 ~ 2時30分		
開催場所		川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員 (敬称略)	大西・崎田・今北・久・四谷・宝田・土谷・北上・平岡・土田・中礼 安田・薮内・伊藤・大豊・中村		
	幹事			
	事務局	常城・高橋・酒本・井内・奥田・堀内・片岸・住家		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>議題</p> <p>(1) 特別用途地区策定に関する状況(報告)</p> <p>(2) 兵庫県都市計画マスタープラン改訂に関する状況(報告)</p> <p>(3) 第6回線引き(区域区分)見直しに関する状況(報告)</p>		
会議結果		報告のみで決定事項はなし。		

事務局	<p>(開 会)</p> <p>お待たせいたしました。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から、平成19年度第1回川西市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>まず始めに、まちづくり部長より一言ご挨拶申し上げます。・・・</p>
部 長	<p>(部長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>私、本日の司会進行をさせていただきます、まちづくり部まちづくり政策室長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず最初に会長より開会の挨拶を申し上げます。</p> <p>大西会長、どうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>(開会挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではまず、新たに就任されました委員をご紹介します。</p> <p>(新規就任委員紹介)</p> <p>以上で、ご紹介を終わらせていただきます。</p> <p>ここで、委員の出欠について報告させていただきます。</p> <p>委員19名の内、本日ご出席いただいておりますのは、【16名】でございます。</p> <p>これにより、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきます、半数以上の出席を得ておりますので、本日の審議会が成立いたしましたことを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、大西会長にお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。</p> <p>議題(1)特別用途地区策定に関する経過について事務局より報告を、お願いします。</p>
事務局	<p>(事務局 報告)</p>

議 長	説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等はありませんか。
議 長	私から口火を切らせてもらいますが、三用途については、法律で決まっているということですね。特別用途地域で指定は、準工業地域について各地方公共団体で必要があれば規制する。中心市街地活性化法という法律の内で、規制しなければ認定されないのか？。
事 務 局	三つの用途については、法律で改正されることが決まっています。準工業地域においては、地方都市で各自治体で考えなさいという手法は間違いのないのですが、川西市は大都市法に基づく大都市圏内にありますので、国が想定している地方都市ではございません。国が言ってますのは、地方都市においては、準工業地域において特別用途地区を規制しなさいという強い指導がございますが、川西市においては地方都市ではございませんので、特に国から強い指導があるわけではございません。
議 長	地方公共団体としたら、都市計画で特別用途地域を決めるのに、建築条例においてと計画書はなっていますが、建築条例には特別用途地区ではこういうものはだめだと変更になっているんですか。
事 務 局	建築条例との連携については、地区計画の制度と一緒にございまして、都市計画法と建築基準法はそういう連携をするということで、地区計画を都市計画法で決めても罰則規定はございませんので、それを罰則規定を担保するために建築条例に位置づけましょうというスキームになっております。それと同じように今回も特別用途地区で立地規制は都市計画法で決めますが、罰則規定がないもんですから、それをより一層建築条例で定めましょうと、そういう法律同士の連携というものをさせていただいています。
議 長	他にございませんか。
委 員	この資料をいただいたときに、中心市街地活性化基本計画として、これはどうなるんですか、というのを聞こうと思ってたのです。対象外になっているが、なぜここだけが対象外なんでしょうか？。
事 務 局	もともと川西市全域の準工業に対してかけようとスタートしました。そのプロセスの中で、まず中央北地区だけが住宅街区整備事業という形で、都市計画決定させていただいているんですけども、そこまで規制をしてしまいますと、これからの事業計画にご迷惑になるでしょうから、とりあえずそこははずしましょうとスタートさせていただきました。その後中心市街地活性化区域という、まだ国の認定は受けておりませんが、一応市としては赤で

事務局	<p>困っている部分については、中心市街地として活性化を図っていきますよということ国に対して申請して行こうという区域です。</p> <p>所管は都市整備課なんですけども、その区域の中で、そういうことを方針として決めていく一方で、都市計画の方で大規模集客施設を規制するということは、その考え方としたら一本化してないんじゃないかという議論が最近ございまして、中心市街地活性化予定区域が方針としては指定しないという方向で合わせた方が、対外的には説明がつかだろうという判断でございます。</p>
委員	<p>都市計画審議会のなかでの、ゾーンはまちづくり三法の中での今後の対応というかどうなっていくのか。</p>
事務局	<p>今委員がおっしゃったゾーンは広いゾーンをおっしゃっておられると思うのですが、今ここで赤でくくっているゾーンは都市整備課が示している中心市街地活性化予定区域ですので、中心市街地活性化法の中で検討して行くことになります。</p>
事務局	<p>先ほど委員がいわれた300、これは平成12年に中心市街地活性化基本計画を策定した部分をおっしゃられていると思うんですが、この間も中心市街地協議会という形でさせていただいたわけなんですけど、法律が改正されて、従来の300のような幅広い範囲でやって、実際に中心市街地活性化基本計画の中の実効性が、日々やるということで、今回は法律が改正されて、中心市街地協議会の方々の意見を踏まえた実施可能な部分について、新たに計画をたてていかなければならないということになります。今回は、先ほどもお話をいただいたように、また新たな中心市街地として活性化して行かなければならないという北地区、概ね80haにつきまして、今後中心市街地活性化基本計画をたてていきたいと考えていますので、先程説明させていただきましたとおり地方都市においては、中心市街地を活性化しようということで、それなのに準工業で大規模な集客施設を認めることは、国の方ではまかりならんという方向性の中で、地方都市については法律で、中心市街地活性化基本計画を認める限定条件として準工業では出来なくなるということになります。</p>
委員	<p>能勢口周辺と中央北地区を優先的にということをやりたいと。</p>
事務局	<p>はい。それから、この部分を除いたところの準工業地域については規制します。</p>
委員	<p>私は前の3千haが活きていて、それでやっていくと考えていた。</p>
事務局	<p>そう言う考え方の中から、除いた部分について規制していこうと。</p>

委 員	<p>ということは、川西の場合は近畿圏で大都市法の絡みになってくるわけですから、今回、市は大都市法、地方都市法どちらの方が優先になってくるのか。ここは大都市法やから出来ないというのと、地方都市だから国から指導しなさいといういい方とどちらの方がいいか。川西独自でやりましょうということになってくるわけだから、実際にその場所でやろうとした時に、どちらの法律が優先してくるのか。</p>
事 務 局	<p>この度、川西市が特別用途地区を都市計画決定すれば、国が決めようが川西市が決めようが、それはもう法律です。</p>
委 員	<p>ということは、川西市が独自で決めても、地方都市はそういう形で国から指導入っているけど、大都市の方では国から指導が入って無いのに勝手にやったのかということになってくるわけだからその辺のところは最初にしておかないと。</p>
事 務 局	<p>都市計画法の中で、都市計画決定する案件はいろいろあるんですけど、市が決定する都市計画案件と言うのは、市が決める分けてして。</p>
委 員	<p>私もまったく分からないんですけど、今話しているのを聞いていたら、川西市として準工業地域を区域設定の方がプラスなんですか、マイナスなんですか。企業がきにくくするという設定ではないんですか、その辺が分からない。</p>
委 員	<p>全国的にまちづくり三法が変わりました。それはこの地方都市で中心市街地事業でかなり大量の税金を投入しているにも係わらず、中心市街地が活性化しないという状況になってまして、それを国も抜本的に見直せという判断になりましたので、一つの原因として中心市街地を活性化しようとしている一方で、大型の郊外店舗を呼び寄せたことで、中心市街地が元気になる大きな要因になっているのかなということで、今回中心市街地を、より促進しようという法改正がされました。全国の中心市街地活性化計画を全部一旦ご破算にしてもらってもう一度区域の中で、どのような形で店舗の立地を考え、商業の活性化を図るかということをもって考えなさいというのが、今回の趣旨ですね。特に地方都市に対しては、より具体的に言いますと、法改正では用途地域で準工業地域と、あと商業地域と近隣商業地域、この二つを合わせた三つの地域に関しては川西は1万㎡以上の床面積の大規模店舗は出来ませんということです。</p>
委 員	<p>空き店舗のことなんですが、どこにでもあることだとは思んですけどそれで商業の活性化やいわれても・・・、商店はいろいろ苦労してやっている。</p>
委 員	<p>説明会で一般で2人とかいていますが、ホームページとかで広報していた</p>

	<p>だいたと思うんですが、実際、市民の方は分からないと思う。私も知らなかったんですけど、その辺の周知を、なかなか市民の参加が出来ないのではないかなと思うんですが。</p>
事務局	<p>広報も仕方は何をするときにも掲載しています。ホームページを立ち上げる前は、方法としたら広報紙しか無かったんですが、今ではホームページと広報紙で両方で対応をしています。</p>
委員	<p>窓口は開けているけど、実際参加する人はあまりいないということでは、見ていない人が多いのでは。</p>
委員	<p>2名参加ということで、私、参加させていただきました。どれくらいの方が集まるのかなというところも思い合わせながら、広報かわにし欄的には結構大きな部分で出ましたから、それを見てどんなもんかなと思いながら同僚の議員と参加させていただいたんですけど。2日間ありまして最終日に行っただけです。実際に考えて見ますと、行政の中心市街地活性化基本計画というのを今年度中に作成しないといけないという責任と問題等ありながら中央北地区というこれからの川西の姿というところを中心に考えて行こうと、じゃそれをするために、特別用途区域についても提言というか分別しながらやっていくということについては説明を受けられたのかというのはありまして、もちろん準工のところを大規模集客施設の立地制限をかける、中央北地区を含めた中心市街地のこれからのまちなか再生というところもかかえながらやっていくと言う中で制限をし制限の解除をやっていくとか、そういったところが見えてきたので、今後のいろんな委員会の中でこれからの姿ってところを具体化していく中での特別用途地区の変更というのがより良い商工会の中でご意見等も含めた話をしていると言うことで、本来のこれからの川西の姿、誘導地区の変更である。これからの特別用途地区の設定した法というのをつくられて、これについては解除して、何か問題があったときには問題定義して解決する方法もあるということをおっしゃったので、柔軟な形もとれるということでは、本当に川西の街を考えるとということで、官民一体となって審議されるところでの私から見た評価というのは、説明会に出て見て良く分かりましたので、六別用途地区の制定という意味では、私はこれでいいのかなと思いますけど。意見として述べさせていただきました。</p>
委員	<p>商業については、万代が流行ってまして、あのおかげで市街地の商店の客が減少している。商工会としても会員やめる方が出てきてしまう。</p>
議長	<p>他に何か？</p> <p>ないようですので、議題(1)特別用途地区策定に関する状況については、この程度で終らせていただきます。次に、(2)の兵庫県都市計画マスタープラン改訂に関する状況報告と議題(3)第6回線引き見直しに関する状況</p>

	を続いて事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)(2)(奥田補佐) (3)(堀内主査)
議長	議題(2)議題(3)一括してご質問・ご意見をお聞きします。
委員	資料3-9の作業フローに関してなんですけど、市都市計画審議会への報告って今日なんです。今まで経過説明とすることを報告されるとなると、見直し地区の整理、これは過年度見直し箇所整理であるとか庁内要望箇所の整理をされたものか。そして、それらの整理した物は、当審議会でも報告されないのか？
事務局	今の時点ではしていません。
委員	本来経過説明をするというのであれば、整理されていなければならない。それをもって8月22日の本日の審議会へ報告しないといけないという流れの方がどうなのかなっていう部分がありまして、整理出来てない状況であれば審議会をずらすって方法もあると思うんで。流れのあり方、正しいこれは正しいのか。正しくないのかってところをご説明いただきたい。
事務局	まず線引き見直しは県の事務でございまして、県の方針が出たのは、先日です。とりあえず本日説明出来る状況が明確になりましたので、その中のスケジュールを本日説明させていただいているという状況です。今おっしゃっておられますのは、どんなところが見直されるかということなんですけど、ここでお示しさせていただくのは、別に隠しているわけではないんですが、検討しているところは100何ヶ所ございまして、細かいところからいろいろあります。その中から県の示したものと会うものを抽出しなければならない。現在作業の段階としては、初期段階です。我々が考えているのが今抽出したものを更に県の協議を重ねたうえで、どこを見直すかということが決まりますので、その段階で、都市計画審議会へ報告するのが妥当なのではないかなと考えております。
議長	検討箇所が100ヶ所あるとのことですが、実際に県の基準に合致するものはいくつぐらいありますか。
事務局	この(県の編入)基準に合致するものは、2ヶ所くらいです。あと市街化への)編入でないものですが、境界調整というものがあります。というのは、境界が不明確であったものが明確になったことにより、(線引き図面上でラインの)調整が必要になったというようなところが、20ヶ所くらい出てきそう感じます。それよりは多くならないと思っています。

委員	そういう説明が欲しかったんです。100ヶ所以上あって、実はまだ精査していないというところまで、できれば具体的な部分を出していくのが本当の姿じゃないのかなと思ひまして質問させていただきました。。
議長	他にございませんか。 (「なし」の声)
議長	ご意見もないようですので、これで、終わらせていただきます。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 長時間にわたり、貴重なご意見等を頂きありがとうございました。 これをもちまして、平成19年度第1回川西市都市計画審議会を終わらせていただきます。 ご苦労様でした。